女性活躍推進法が改正されました！

□ 2026年（令和8年）4月1日施行

□ 常時雇用する労働者数101人以上の事業主
（センターは、101人以上300人以下の企業）

□ ３項目以上の情報公表が義務付け
- 男女間賃金格差
- 女性管理職比率
- 労働者に占める女性労働者の割合（選択１項目）

公表日：2026年11月1日

	男女間賃金差異 （男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全職員	６７．１％
正規職員	９３．７％
パート職員	８３．５％

【説　明】
・対象期間は、令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）
・全職員では、全女性職員の約７０％がパート職員であるため、男女間賃金差異に影響している。
（参考：全男性職員の約４４％がパート職員）

公表日：2026年11月1日

	管理職に占める女性の割合
課長職	２５．０％
（参考）R6厚労省 雇用均等基本調査 （課長相当職）	１２．３％

【説　明】
対象期間は、令和7年４月１日現在課長級８名が対象

（参考：令和6年度センターの女性管理職割合　２５．０％）

公表日：2026年11月1日

	労働者に占める女性労働者の割合
全職員	７１．２％
正規職員	５６．６％
パート職員	８０．２％

【説　明】
・対象期間は、令和7年度（2025年4月1日～2026年3月31日）
・全労働者（正規職員５３名及びパート職員８６名が対象）

◆ <u>達成しようとする目標</u>
労働者に占める正規女性労働者（有期雇用者を含む）の割合を６０％に引き上げる。